

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和5年7月10日（月） 午前10時00分から午前11時30分まで
開 催 場 所	Web会議（枚方市役所別館4階 第2委員会室）
出 席 者	会 長：明石 成司委員 副会長：平田 義明委員 委 員：梅垣 明美委員、西田 千裕委員、二宮 浩彰委員
欠 席 者	なし
案 件 名	<p>(1)会長、副会長の選任について</p> <p>(2)委員会の運営について</p> <p>(3)枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>②枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定基準について</p> <p>(4)プレゼンテーションの実施方法について</p> <p>(5)その他</p>
提出された資料等の名	<p>資料1 諮問書（写し）</p> <p>資料2 委員名簿</p> <p>資料3 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>資料4 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者募集要項（案）</p> <p>資料5 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター管理運営業務基本仕様書（案）</p> <p>資料6 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定基準（案）</p> <p>資料7 第2回枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの指定管理者選定委員会の進行について</p> <p>資料8-1 枚方市立総合スポーツセンター条例</p> <p>資料8-2 枚方市立市民体育館条例</p> <p>資料8-3 枚方市立伊加賀スポーツセンター条例</p> <p>資料9-1 枚方市立総合スポーツセンター条例施行規則</p> <p>資料9-2 枚方市立市民体育館条例施行規則</p> <p>資料9-3 枚方市立伊加賀スポーツセンター条例施行規則</p>

	<p>資料 10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）/枚方市情報公開条例（抜粋）</p> <p>資料 11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例</p> <p>資料 12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則</p> <p>資料 13 地方自治法（抜粋・第 244 条の 2）</p>
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会の会長に明石委員を、副会長に平田委員を選任することを決定 ・ 会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開することを決定 ・ 委員会へ提出された資料は、本委員会の答申後に公表する ・ 募集要項（案）、管理運営業務基本仕様書（案）、選定基準（案）について、内容を決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枚方市情報公開条例第 5 条第(6)号の規定による非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>本委員会の答申後に公表</p>
傍 聴 者 の 数	<p>0 名</p>
所 管 部 署（事務局）	<p>観光にぎわい部 スポーツ振興課</p>

審 議 内 容

事務局： それでは定刻となりましたので、ただ今から、第1回 枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会を開会します。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。皆さんにも、**資料1**として、その写しをお配りしております。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものです。

本日を第1回とし、ご答申をいただくまで、全3回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております、本日の会議が成立している旨、ご報告させていただきます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、**資料1**から**資料13**、**参考資料1**から**参考資料5**となります。

案件（1）会長・副会長の選任について

事務局： それでは、案件をご審議いただきたいと思っております。

まず、「案件（1）会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えております。

そうした観点から会長を弁護士の明石成司委員に、副会長を税理士の平田義明委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

ご異議がなければ、承認の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございます。それでは、会長に明石成司委員、副会長に平田義明委員を選任いただくことをご承認いただきました。

それでは、会長、副会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

会 長： ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました明石でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館、枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

副会長： ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました平田でございます。

明石会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、以降は会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長： それでは、委員会を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

案件（２）委員会の運営について

会 長： それでは、案件（２）「委員会の運営について」を議題とします。本件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： ご説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たり、まず、「会議の公開・非公開」、次に「会議録の作成方法と公表・非公表」、次に「会議資料の公表・非公表」この３点について、ご決定いただきたいと思います。資料 10 「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第 3 条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載しております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第 2 項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第 3 条の第 2 号、枚方市情報公開条例第 5 条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、次のページをご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第 5 条第 6 号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料 10 の 1 ページ目にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第 6 条第 4 項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第 5 条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取り扱いとしていただいております。ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、本市では、公表している現状がございますことから、資料 2 に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しております。以上でございます。

会 長： ただいま事務局から委員会の公開などに関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

（意見等なし）

会 長： それでは、ご意見、ご質問もないようですので、お諮りします。

本件について、委員会の会議は非公開とし、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公表とすることとし、委員名簿については、氏名、職業について公表する、これでご異議ないでしょうか。ご異議がなければ挙手をお願いします。

（全員挙手）

会 長： ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、た

だいま申し上げたとおりに決定いたします。傍聴者等はいらっしゃいますでしょうか。

事務局： 傍聴者はありません。

会 長： 次に委員会の日程等について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、ご説明いたします。**参考資料 1**「指定管理者選定委員会の開催日程（案）」をご覧ください。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、3日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1日目として、この後、**資料 3**の施設の概要及び管理運営状況について、説明させていただきます。その後、**資料 4**の募集要項（案）、**資料 5**の仕様書（案）について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

次に、**資料 6**の選定基準（案）についてご説明いたします。

この選定基準は、募集要項や、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。こちらにつきましては、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。最後に、次回第2回委員会の進行について、ご確認いただく予定としております。

なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、7月19日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、8月14日から、応募書類の受け付けを行う予定となっております。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様へメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類をご確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただけたらと思います。

続きまして、第2回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様への合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。**参考資料 2**「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。

まず、「1. 指定管理者制度の概要」でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度です。

本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るためのひとつの形態として、現在、17施設59箇所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、お願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象である「枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員

会」の選定内容について、記載しております。

資料の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設（枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター）における選定内容を、また、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としており、枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンターにつきましても、5年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、利用料金制と指定管理料の併用制によるものとしております。指定管理者は、施設の利用料金収入と本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、5年前に、枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会の指定管理者を選定した際と同様となります。なお、5年前は3施設それぞれの指定管理者を選定しましたが、今回の選定においては、サービスの平準化や向上、管理コストの削減を目的として3施設を一括して管理する指定管理者を選定いただきたいと考えております。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長： 事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(意見等なし)

会 長： それでは、ご意見等もないようですので、次の案件に移ります。

案件（3）枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定候補者選定について

①枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの施設の概要及び管理運営状況について

会 長： 次に、案件（3）の「①枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの施設の概要及び管理運営状況」について、事務局の説明をお願いします。

事務局： それでは、説明させていただきます。

資料3「枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンターの施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。

総合スポーツセンター・渚市民体育館・伊加賀スポーツセンターの3施設については、平成18年4月から順次、指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営業務を行っています。

まず、枚方市立総合スポーツセンターの概要及び管理運営状況についてご説明いたします。

「1. 施設の概要」をご覧ください

総合スポーツセンターは、総合体育館と陸上競技場、そして3か所のテニスコートを含めた施設の総称です。総合体育館は昭和58年に開設した地下1階地上4階構造の体育館で、地下にはバドミントンコート3面を有するサブアリーナ、1階は武道場やトレーニング室、2階にはバスケットボールコート3面の広さのメインアリーナがあります。

陸上競技場は、総合体育館に隣接して平成2年に開設しており、JFLのサッカーチーム「FCティアモ枚方」の公式戦が開催されるほか、全天候型トラックを備えた第3種公認競技場として各競技会が開催されています。

テニスコートは、藤阪、藤阪東町中央公園、春日の3か所にあり、藤阪及び藤阪東町中央公園テニスコートには2面、春日テニスコートには計7面設置されています。また、それぞれ駐車場も併設されていますが、藤阪及び藤阪東町中央公園テニスコートの駐車場については、駐車料金は無料です。

なお、休所日につきましては、現在は毎週月曜日と6月・12月の第1火曜日及び年末年始が休所となっていますが、条例改正に伴い、令和6年4月からは毎月第4月曜日及び年末年始が休所日となります。

続きまして、近年の利用状況についてご説明いたします。2ページの「2. 管理運営状況」をご覧ください

①総合体育館の直近3年間の利用者数は、メインアリーナで申し上げますと、令和2年度は37,853人、令和3年度は59,533人、令和4年度は86,575人で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館や人数制限の影響により令和2年度、3年度ともに、令和4年度と比較すると少ない人数となっています。

ただし、使用率につきましては、令和2年度は94.9%、令和3年度は92.8%、令和4年度は96.8%と、いずれも高い数値となっています。

②陸上競技場につきましては、競技場と会議室とがございしますが、競技場につきましては、令和2年度は19,393人の利用で42.0%、令和3年度は22,469人の利用で48.6%、令和4年度は31,881人の利用で47.5%となっています。

③テニスコートにつきましては、面数の多い春日テニスコートの利用者数が最も多く、令和4年度で7,599人の利用がありますが、使用率は藤阪東町中央公園テニスコートが最も高く、令和4年度で77.2%となっています。

収支の状況につきましては、2ページ下から4ページにかけて記載しておりますので、あわせてご参照ください。

続きまして、枚方市立市民体育館についてご説明いたします。

4ページの「1. 施設の概要」をご覧ください。

こちらの施設は平成9年に開設した地下1階、地上3階構造の体育館です。1階にはバスケットボールコート2面を有するドームアリーナと、トレーニング機器を設置したアスレチックルーム、2階には卓球やダンスなどで利用されるフィットネスルーム、3階には、本市所管施設で唯一、弓道やアーチェリーができるスカイアリーナがあります。

なお、休所日につきましては、現在は毎週金曜日と6月・12月の第1木曜日及び年末年始が休所となっていますが、こちらも条例改正により令和6年4月からは毎月第4金曜日及び年末年始が休所日となります。

続きまして、近年の利用状況についてご説明いたします。5ページの「2. 管理運営状況」をご覧ください。

直近3年間の利用者数は、ドームアリーナで申し上げますと、令和2年度は19,305人、令和3年度は28,804人、令和4年度は38,286人で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館や人数制限の影響により令和2年度、3年度ともに、令和4年度と比較すると少ない人数となっています。ただし、使用率につきましては、令和2年度は93.8%、令和3年度は90.9%、令和4年度は98.4%と、いずれも高い数値となっています。

収支の状況につきましては、5ページから6ページにかけて記載しておりますの

で、あわせてご参照ください。

最後に、枚方市立伊加賀スポーツセンターについてご説明いたします。

伊加賀スポーツセンターは、元々は高校だったところが閉校となり、現在はスポーツ施設として利用されています。

施設としては、地上3階構造の体育館と、運動広場、夜間照明を備えたテニスコートがあります。体育館の1階には武道等でも利用できる体育室やトレーニングルーム、2階にはバスケットボールコート2面を有する大体育室があります。

なお、敷地内には、地上4階構造の倉庫棟もあります。こちらも管理の範囲内ではありますが、スポーツ施設ではなく、主に市の物品等を保管しているもので、施錠や解錠、緊急時の対応などをしていただくものです。

近年の利用状況につきましては7ページの「2. 管理運営状況」をご覧ください。

直近3年間の利用者数は、大体育室で申し上げますと、令和2年度は31,287人、令和3年度は43,192人、令和4年度は43,456人で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館や人数制限の影響により令和2年度、3年度ともに、令和4年度と比較すると少ない人数となっています。

ただし、使用率につきましては、令和3年度に少し下がったものの、令和4年度には95.2%と高い数値となりました。

施設の概要及び管理運営状況についての説明は以上となります。

会 長： ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

委 員： 施設の収支について、例えば伊加賀スポーツセンターは、赤字が続いています。令和2年度・3年度はコロナの影響かと思いますが、令和4年度は光熱水費の高騰が影響しているように見えます。開館すればするほど収入も増えつつ経費も増えるとは思いますが、赤字の主な原因というのはあるのでしょうか。

事務局： ご指摘のとおり、特に光熱費が大幅に増額しており、こういったことが原因のひとつと考えています。

委 員： もう1点教えてください。委託料の支出も上がっているようですが、内容はなんですか。

事務局： 委託料の内容は、清掃業務や各種設備保守点検業務などで、駐車場の管理委託料も含まれています。

委 員： ということは、施設の利用があればあるほど高くなるということですね。

事務局： ご指摘のとおりです。

委 員： 私からも質問です。最新の実績はわからないと思いますが、令和4年度はアフターコロナという形で、利用者数は戻ってきていますか。

事務局： 利用者数は徐々に戻ってきており、アフターコロナの状況であると認識しています。

委 員： 分かりました。ありがとうございました。

会 長： 他にご意見はありますか。なければ次の案件に移ります。

案件(3)の「②枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター 指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。

本件について、まず、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、**資料4**「枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者募集要項(案)」及び**資料5**「枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター管理運営業務基本仕様書(案)」に基づき、ご説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書類の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

先ほど、説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆さまからのご意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。**資料4**をご覧ください。

事務局： 「1. 対象施設」につきましては、先ほどのご説明のとおりでございます。

3ページから4ページにかけて、「2. 業務の範囲・内容」を記載しております。これにつきましては、後ほど「基本仕様書」でご説明させていただきますが、ここでは※印のある業務については全部または一部の再委託が出来ないことを明示しております。

4ページをご覧ください。「3. 管理の基準」で、開所時間や休所日を定めています。

6ページに移りまして、「4. 指定の期間」では、このたびの公募にかかる指定期間を5年と明記しております。

「5. 提案上限額」で、指定管理料の上限を6億8,684万2,000円と定めています。

参考資料3「指定管理料上限額の算定根拠」をご覧ください。

上限額の算定でございますが、まずは支出についてご説明いたします。

支出の欄の「人件費」につきましては、令和4年度の実績額を基に、総合スポーツセンターと市民体育館の開所日の増加に伴う増額分と、3施設一括管理に伴う減額分を加味した金額を基準として、そこに大阪府の最低賃金の上昇率である3%を年度ごとに増額して算出しています。

人件費の5年間の総額は、総合スポーツセンターで2億1,580万3,809円、市民体育館で1億6,234万5,986円、伊加賀スポーツセンターで1億7,710万524円となっています。

次の「維持管理費」につきましては、令和4年度実績額を基準として、警備業務と清掃業務については、2施設の開所日の増加を加味した上で、人件費の上昇率3%を乗じた額を参考に算出しています。設備保守点検業務等については、令和4年度実績額に、新たに追加する業務を加味した金額を基準として、物価上昇率3%を乗じて算出しています。なお、新たに追加する業務について具体的に申し上げますと、前回公募時に指定管理業務に含めていなかった各施設の中高木に関する植栽維持管理業務、同じく前回公募時に指定管理業務に含めておらず故障時の修繕費用が高額となっている、体育館の間仕切りネットの定期点検に係る業務、前回公募時には範囲を事務所付近に絞っていた春日テニスコートの除草業務の、機械警備センサーに接する面積すべての除草に関する業務、及び自動扉の点検業務のことです。以上を踏まえた5年間の総額は、総合スポーツセンターが2億5,774万7,532円、市民体育館が7,896万9,130円、伊加賀スポーツセンターが1億767万2,047円です。

続きまして「修繕費」についてですが、こちらは募集要項に記載のリスク分担表の指定管理者が負担する修繕費を「1件あたり30万円未満」から「1件あたり50万円未満」に増額していることに加えて、施設の老朽化により修繕が必要にもかかわらず修繕費が足りないため実施できていない箇所が複数あることから、現指定管理期間での金額より増額し、総合スポーツセンターが年額513万円、市民体育館が年額288万円、伊加賀スポーツセンターが年額293万円としています。

次の「事業費」は、スポーツ教室等に係る経費であるため、新型コロナウイルス感染症による影響の少ない令和元年度の実績額を基準として、物価上昇率3%を乗じて算出しています。なお、伊加賀スポーツセンターにつきましては、次の「事務経費」に含めて算出しています。

その「事務経費」につきましては、平成29年度から令和元年度の平均額を基準として、そこに感染症対策等の追加業務を加えた金額に、物価上昇率3%を乗じて算出しています。追加業務に係る具体的な経費としましては、手指や用具の消毒等の感染症対策経費、総合体育館、陸上競技場、春日テニスコート管理事務所、市民体育館、伊加賀スポーツセンターの計5か所に各1台以上設置することとしているAEDの設置費用、各施設のロビーに設置することとしている、新貨幣及びキャッシュレス決済に対応した券売機の設置費用、そのキャッシュレス決済に関する手数料となっています。それを踏まえ、5年間の事務経費の総額は、総合スポーツセンターが3,891万7,915円、市民体育館が2,242万1,550円、伊加賀スポーツセンターが2,075万5,475円となります。

最後の「水道料金」につきましては、令和4年度実績額を基準として、総合スポーツセンターと市民体育館は開所日増加に伴う増額を加味しております。なお、市民体育館については漏水していることが判明したため、漏水前で、かつコロナによる影響のない平成29年度の使用水量に対して、現行の料金体系で積算を行っています。

また、光熱水費のうち電気料金とガス料金については、今後も変動が予測されることから、指定管理料の積算から除き、市負担といたします。

支出につきましては、以上です。

続いて、収入の金額についてご説明いたします。

収入のうち「施設利用料」につきましては、コロナの影響が少ない令和元年度の実績額を基に、総合スポーツセンターと市民体育館の開所日増加に伴う増額に加えて、令和6年4月から営利を目的とした利用も可能となり、特に収益が見込める場合にはその収益の100分の5を上限として利用料金を設定できるようになるため、その分を見込んだ額で積算しています。それを踏まえ、総合スポーツセンターは毎年3,487万4,988円、市民体育館は1,316万3,812円、伊加賀スポーツセンターは2,284万390円を施設利用料としています。

次の「駐車場料金収入」につきましても、コロナの影響が少ない令和元年度の実績額を基に、開所日の増加に伴う増額を加味して積算しています。ただし、総合スポーツセンターの施設のうち春日テニスコートは、令和7年度以降から水道事業の工事用地になるため、現在の駐車場が使用不可となります。同じ敷地内に臨時駐車場を設置する予定としており、その分を減額した積算となっています。

収入の最後の項目である「スポーツ教室等事業」につきましても、コロナの影響が少ない令和元年度の実績額を基に算出しています。

収入につきましては、以上となります。

この3施設は、利用料金制と指定管理料の併用制となるため、施設の運営に係る支出額から利用料金収入分を引いて指定管理料を算出します。

各施設の5年間の総額は、総合スポーツセンターが3億2,051万678円、市民体育館が1億9,746万3,608円、伊加賀スポーツセンターが1億6,886万6,995円となり、3施設の合計6億8,684万2千円が上限額となります。応募される事業者には、この金額を上限として、それぞれが積算された金額を提案していただくこととなります。

恐れ入ります、募集要項の6ページにお戻りください。

「6. 行政財産目的外使用許可の取扱い」では、市が設置している自動販売機や電柱などの取扱いに関して記載しています。また、公益財団法人枚方市スポーツ協会の事務所として市民体育館の一部を、道具保管場所として伊加賀スポーツセンターの倉庫の一部を使用するため、行政財産目的外使用許可を行う予定です。

「7. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて」は、指定管理者への駐車場スペースは確保していないこと、「8. 備品等管理区別一覧表」では、市の備品等の貸与にかかる取り決めについて、8ページの「9. リスク分担」は、市と指定管理者のリスク分担について記載しています。

「10. 提案に当たっての確認事項」は、後ほど「選定基準」においてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

「11. 指定管理者に付与する権限」では、付与する権限とともに、施設・設備の改修・整備についても触れています。

10ページから16ページにかけては、「12. 経理に関する事項」では、利用料金制度を適用し、本市から支出する指定管理料とあわせて施設の管理運営を行うこと、インボイス制度に対応すること、指定管理業務にかかる経費や収入は他の事業とは別の口座で管理すること、光熱水費のうち電気・ガス料金については市が負担し、水道料金は指定管理者が負担すること、修繕費は年度ごとに記載の金額を見積り、不用額が生じた場合は返還すること、感染症に係る対策や、自主事業に関する取り扱いなどを定めています。

16ページから19ページ中段にかけては、「13. 申請者の資格」「14. 指定管理者の義務」では、枚方市が申請者ならびに指定管理者全般に求めている内容を列挙しています。

続く19ページ中段から21ページにかけては、「15. 提出書類」「16. JVで申請する際の留意事項」で提出にあたっての確認事項を列挙し、「17. 募集要項・申請書等の配布・閲覧」「18. 施設説明会及び質疑期間」「19. 申請書受け付け」までにおいて、スケジュールを明示しております。

募集要項等の配布は、7月19日から9月11日まで、現地説明会は7月25日と26日、質疑期間は7月27日から8月2日まで、回答の公開は8月14日から9月11日まで、申請書の受付も同じく8月14日から9月11日までとしております。

23ページの下段「20. 選定について」では、本選定委員会の概略を説明しています。

24ページ中段「21. 指定管理者の指定について」では、本選定委員会における指定候補者選定結果の答申を受けて、本市が市議会に対し指定候補者を指定管理者とする議案を提出し、可決後に指定するという流れを説明しております。

「22. 指定管理者指定後の手続等」は、指定管理者と交わす協定書の説明をしています。

25ページ「23. 指定管理者の形態変更等による再指定について」「24. 事務引継ぎについて」「25. その他」については、記載の通りです。

26ページをご覧ください。別表1として、各施設の備付けの備品・物品等の一覧を記載しています。

少し飛びまして、44ページの別表2「リスク分担表」では市と指定管理者とのリスク分担について示しています。

46ページから48ページにかけては、別表3「管理運営状況一覧表」を記載しています。こちらは、現行の体制を左列にあげ、右列に今後の管理運営体制を説明しているものです。指定管理者が配置する職員体制として、3施設総括責任者、各施設の総

括責任者、副責任者、及びその他の職員について、それぞれの人数、勤務体制、配置人数を示しております。なお、各従事者に求めている要件等については、基本仕様書において詳細に説明しております。

49 ページから 55 ページには、別表 4 として、各施設の稼働状況・収支状況等に係る資料を添付しております。

以上が、募集要項に関するご説明となります。

次に、恐れ入りますが、**資料 5**基本仕様書（案）をご覧ください。

募集要項と重複する部分がございますので、重ならない部分を中心にご説明させていただきます。

6 ページ中段に「5. 関係法令の遵守」について、6 ページ下段から 8 ページ上段におきまして、「6. 業務実施体制」として総括責任者や従事者の業務内容を記載しています。

8 ページでは、「7. 自主事業」として、指定管理者による自主事業の割合や留意点について記載しています。

続いて、13 ページをご覧ください。ここからは、「業務要求事項」として、各施設で求める業務の詳細を多岐に渡って記載しております。

「1. 施設使用等に関する業務」の（ア）の項目では、指定管理事業として提案・実施を求めているスポーツ教室・プログラム等の内容や回数について記載しています。（イ）からは、施設の利用にあたっての受付や登録、予約、料金の徴収や還付などの業務について示しています。

16 ページをご覧ください。1 行目に記載のとおり、令和 6 年 4 月からは、市民にさまざまなスポーツに触れてもらう観点から、指定管理者が適当と認めた場合に限り、一般利用への影響が最小限となる範囲で、営利を目的とした使用を許可することができるようになります。ただし、利用目的はスポーツ関係のイベントや物販、イベント時の飲食などに限り、事業計画や収支予算などを確認するとともに、事前に市と協議を行うこととしています。

同じページ 16 ページの下段（ク）その他業務の項目では、①適格請求書等発行・保存業務②トレーニング室等の管理運営業務③広報業務④市の行事への協力⑤遺失物、拾得物の処置・保管業務⑥その他市民へのサービス業務として、コピー・印刷機提供サービスと生理用品の無償配布業務について記載しています。

最後の生理用品の無償配布業務については、本市において「市施設のトイレに生理用品を無償配置していく」という方針が示され、実証実験を経て今年度から市役所本館・別館トイレへの生理用品の配置が始まっています。指定管理施設においても順次設置していくことから、施設の女子トイレに最低 1 か所生理用品の無償配布用ディスプレイを設置し、生理用品の無償配布を行うこととしているものです。なお、ディスプレイ及び生理用品は市で購入するため、指定管理者には適宜の補充を求めるものです。

17 ページ下段からは、施設維持管理業務を中心に、ホームページの作成やモニタリングへの対応など、その他必要な業務等について記載しております。27 ページ以降は、施設の維持管理に係る業務の仕様書となっています。

基本仕様書については、以上となります。

事務局： 何点か補足させていただきます。まず、参考としてお示ししている申請団体提出書類の「（別紙 1）事業計画 確認事項一覧」をご覧ください。

この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございます。内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要

求事項、確認事項を記載しております、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。

これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置付けになります。

委員の皆さんにご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありませんが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。

あわせてもう1件補足いたします。次回の指定管理期間からは光熱水費のうち光熱費については市の負担という取り扱いの変更を考えています。従って、利用者が増加することに伴って必ずしも負担が増えて赤字になるということではございません。次期指定管理者においては、出来る限り多くの方に施設を利用いただき、サービス向上という観点を強く認識した上で管理運営にあたっていただきたいと思いますと考えています。

補足説明については以上です。

会 長： ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。募集要項、仕様書などはこの内容で公表されることとなりますが、よろしいでしょうか。

委 員： お伺いします。**資料4**の4ページに春日テニスコートで工事があり、別途協議すると記載がありますが、別途協議とは具体的にはどのような内容でしょうか。

事務局： 現時点での予定ですが、令和7年度以降に工事が行われるため、現駐車場が利用できなくなります。同じ敷地内に仮設の駐車場を設置し、利用者にはそちらを利用いただくこととなります。ただし、これについては現時点での内容ですので、工事の実施時期等の詳細については今後上下水道局と協議をしていく予定です。

委 員： ということは、申請者との別途協議については、今のところ具体的な内容が分かっていないので、後に分かり次第進めるという理解でよろしいでしょうか。

事務局： おっしゃるとおりです。

委 員： わかりました。もう1点お伺いします。光熱水費の関係で、各施設の空調の温度を市で設定して周知していますでしょうか。

事務局： 指定管理施設における空調の設定温度については、市では特に設定しておりません。各施設の利用状況に応じて温度を調節していただいています。

委 員： わかりました。

会 長： 他にご質問、ご意見等も特にないようなので、本件については、ただいま説明のありましたとおりの案を了承します。よろしいでしょうか。

それでは、次に、案件(3)の「③枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定基準について」を議題とします。

本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、選定基準について、ご説明します。**資料6**、選定基準(案)をご覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。

まず、「1. 指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方」としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・确实

性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、「2. 選定委員会の審議体制」について、「3. 審議・評価の方法」について、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨を記載しております。

次に、「4. 選定結果の公表」については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等を市ホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。ローマ数字の「Ⅱ 選定委員会における審議の内容」について、ご説明します。

まず、「1. 内容審査」でございますが、資料の4ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、2ページに記載のとおり、まずは各委員に別表1に示す5段階で評価していただきます。その後、全委員の評価を踏まえ、要求事項ごとに、選定委員会としての評価を別表2に示す9段階で合議によりご決定いただき、その評価に応じた乗率をかけて得点を算出します。内容審査は70点満点としています。

次に、3ページ、ローマ数字の「Ⅲ 指定管理料について」につきましては、下記の計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料（5年間分）の合計額が、市が設定する調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の30点とし、提案額が上がるにつれて減点するしくみとしております。

只今説明の中で出てきました「調査基準価格」につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきます。

次に、ローマ数字の「Ⅳ 総合評価」についてですが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査70点満点と、指定管理料30点満点をそれぞれ得点化したものを合算し、100点満点とする総合評価方式で行っていただいております。

恐れ入りますが、審査、評価方法に係る考え方等の詳細につきましては、[参考資料4](#)「資料6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」によりご説明をさせていただきますと存じます。[参考資料4](#)をご覧くださいませでしょうか。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点70点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による30点満点の、合計100点満点とする総合評価方式で行います。

内容審査につきましては、資料1ページ目の下段に記載しております「選定基準（抜粋）」のとおり①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、各委員による評価を評価基準に基づき5段階で行ったのち、選定委員会としての評価を9段階で、合議によりご決定いただくものとなっております。

次のページをご覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画 確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、3ページをご覧ください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただいた上で、各委員においてそれぞれ、評

価を行っていただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。そのうえで、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしているご判断された場合でございます。

本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点の「3」の評価であることが確定します。続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。

「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、**資料6**「選定基準（抜粋）」におきまして、角の丸い赤い四角で囲んでおります列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1～4の加点事項がすべて満たされている場合は「5」の評価となり、一部が満たされている場合は「4」の評価となるものです。

4ページをご覧ください。

次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。

「確認事項」を満たしていない場合は、「3」の評価とはならず、「5」や「4」の評価にもなりません。減点評価である、「2」または「1」の評価のご判断をいただくものとなります。

それぞれ、「2」の評価は、「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、「1」の評価は、「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、「2」の評価と思われていたものを「3」の評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

5ページをご覧ください。

行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員において1から5までの5段階で評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。

なお、参考としまして、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には1～5段階の評価をご記入いただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

6ページをご覧ください。

最後に、行程④といたしまして、第3回委員会で、各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果をもとにご議論いただきながら、要求事項ごとに、「1」から「5」までを0.5刻みとした9段階で、選定委員会の評価をご決定いただきます。

資料下段の、「評価集計表（内容審査）イメージ」の表をご覧ください。

表の右半分を見ていただきますと、1つの申請団体に対する、各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均を記載しております。その右側には、平均により

算出した仮の評価としまして、「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を、合議によりご決定いただきます。

委員会としての評価が確定しましたら、事務局において、要求事項ごとの「配点」に、評価に応じた乗率をかけ、要求事項ごとの「得点」と、内容審査の合計得点（70点満点）を算出します。

内容審査の手順については、以上となります。

次に指定管理料の額につきましては、提案された指定管理料の額が、調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の30点とし、資料に記載の計算式により得点化を行います。提案額が上がるにつれて減点し、上限額で同額であった場合の得点は、満点の50%（15点）となります。

ただし、調査基準価格に満たない額での提案がある場合、最も低い額を提案した団体の提案額（数値的判断基準値を上回るもの）を満点として、計算式の「調査基準価格」を「最低価格」に置き換えて得点化を行うこととしています。

ここで調査基準価格についてですが、その下の「【参考】調査基準価格と数値的判断基準値」の図をご覧ください。申請団体は、公募の際に市が設定して示す提案上限額を下回る指定管理料を提案することとしており、提案額が提案上限額を超える場合は、失格となります。

調査基準価格は、今回のこの施設については提案上限額に対し、85%とする予定ですが、この額に満たない提案があった場合は失格になるわけではありません。当該提案額で適正な業務履行が可能かどうか、選定委員会において審査することとしています。これまでの実績上、調査基準価格を下回る提案がなされたことはごく稀ですので、審査方法については必要となった場合に改めてご説明します。

調査基準価格については選定が終わるまで非公表としておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

また、申請団体の提案額の平均の85%の金額を「数値的判断基準値」とし、提案額がその額に満たない場合、失格となります。数値的判断基準値については、募集要項にも記載しております。

以上の考え方により、指定管理料を得点化します。

最後に、内容審査の得点（70点）と指定管理料の額に対する得点（30点満点）を合算した総合評価点及び順位を記載した「評価結果」を委員会で確認し、最終決定をいただきます。

以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。

次に、資料6にお戻りいただけますでしょうか。

4ページから6ページの「事業計画に関する内容審査」の表をご覧ください。

内容審査の項目でございますが、まず、「1. 申請団体の経営方針等に関する事項」といたしまして、①経営方針、②指定管理者の指定を申請した理由、③経営の継続性・安定性という要求事項に対して、確認事項は計9項目、加点事項は計6項目を記しております。配点は①が6点、②が2点、③が2点、合計10点となります。

続きまして、「2. 施設の経営方針に関する事項」といたしまして、①施設の現状に対する考え方及び将来展望、②施設運営に関する計画の、（ア）施設運営に関する提案、（イ）利用者対応に関する提案に対して、確認事項は10番から20番までの計11項目、加点事項は7番から15番までの計9項目を記しております。配点は①が6点、②の（ア）が18点、（イ）が6点、合計30点となります。

6ページをご覧ください。「3. 施設の管理に関する事項」といたしまして、確認事項は21番から27番までの7項目、加点事項は16番から23番までの8項目を記し

ております。配点は18点です。

続きまして、「4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項」、「5. 緊急時における対策に関する事項」、「6. その他」といたしまして、確認事項は28番から34番までの計7項目、加点事項は24番から30番までの計7項目を記しております。配点はそれぞれ4点ずつとなっており、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点は、70点満点となっております。

「事業計画に関する内容審査」についての説明は、以上となります。

会 長： ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

(意見等なし)

会 長： それでは、意見等もないようですので、本件については、ただいま説明のありましたとおりの選定基準に基づき、選定を行うこととします。

案件（4）プレゼンテーションの実施方法について

会 長： 次に、「案件（4）プレゼンテーションの実施方法について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： プレゼンテーションの実施方法については、資料7「第2回 枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会の進行について」をご覧ください。

まず、日時でございますが、10月2日月曜日、午前10時から、場所は、枚方市役所別館4階 第3委員会室でございます。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、プレゼンテーションに入ります前に、評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただいたうえで、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいております。

プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていただいております。

申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせていただきます。

また、申請団体が1団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から提案がございます。

本委員会の開催日程については、当初、全3回とご説明させていただいておりましたが、申請団体が1団体のみであった場合は、本来、第3回の委員会で予定しております評価、合議、答申について、この際、次回の第2回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただいております。

なお、第2回にご答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。説明は以上です。

会 長： ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

まず、プレゼンテーションについては、事務局から説明があったとおりの手順で、申請団体によるプレゼンテーションを実施する、また、申請団体が1団体のみだった場合、評価や集計に係る時間を考慮しても、その次の第3回委員会に行う予定の内容を含めて行ってしまえるのではないかとということで、次回第2回で合議・答申まで行い、第3回委員会は開催しない、ということです。委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長： それでは、プレゼンテーションの実施方法や、申請団体が1団体であった場合のスケジュールについては、事務局から説明があったとおりとします。

案件（5）その他

会 長： 次に、「案件（5）その他」の事項について、事務局の説明を求めます。

事務局： その他といたしまして、繰り返しになりますが、今後の予定につきましては、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書等の書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきます。その際、**参考資料5**「評価メモ」を事務局の方で作成し、一緒に送付させていただきます。この「評価メモ」についてですが、各団体から提出された書類をもとに作成しますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思います。内容としましては、団体からの申請書類に添付いただく「（別紙1）事業計画 確認事項一覧」の内容に、「評価メモ」欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきまして、メモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。

また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定にあたっての評価コメントをいただきたいと考えておりまして、この「評価メモ」は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。

なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、よろしくお願いいたします。

また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、あわせまして、よろしくお願いいたします。

資料の説明は、以上です。

最後に、繰り返しになりますが、次回の「枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会」は、10月2日月曜日、午前10時から、市役所別館4階の第3委員会室にて開催させていただきますと考えておりますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

もう一点、本日の資料につきましては、次回の委員会の際にお手元にご用意いただきますようお願いいたします。以上でございます。

会 長： 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

よって、「枚方市立総合スポーツセンター・枚方市立市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者選定委員会」を閉会します。

委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。